

秋田県福祉相談センター条例の一部を改正する条例案の概要

福祉政策課

1 改正理由

秋田県福祉相談センターにおいて補聴器の相談に関する業務を行うこととするとともに、同センターの診療に係る使用料及び手数料の徴収について定める必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県福祉相談センター（以下「センター」という。）の業務に高齢者等の相談に付随する診療を追加することとする。（第2条関係）
- (2) センターの使用料及び手数料の徴収について定めることとし、その額を次のとおりとする。（第3条及び別表関係）

① 使用料

区分	使用料の額
診療	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に基づき算定した額

② 手数料

区分	手数料の額（1通につき）
診断書の交付	2,160円
証明書の交付	1,620円

同一内容の診断書又は証明書を2通以上交付するときの2通目からの手数料の額は、1通につき220円

- (3) センターの使用料及び手数料の減免について定めることとする。（第4条関係）

3 施行期日

この条例は、平成27年6月1日から施行することとする。

秋田県福祉相談センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

		新	旧
診療	区分	<p>(業務)</p> <p>第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 高齢者、精神障害者、児童及び女性の福祉並びに精神保健に関する相談、これに付随する診療その他の知事が必要と認める業務</p> <p>(使用料等の徴収)</p> <p>第三条 センターにおいて診療を受ける者から使用料を、診断書又は証明書の交付を受ける者から手数料を徴収する。</p> <p>2 使用料及び手数料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 使用料は診療の都度、手数料は診断書又は証明書を交付するときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第四条 知事は、貧困その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。</p> <p>第五条 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 高齢者、精神障害者、児童及び女性の福祉並びに精神保健に関する相談</p> <p>業務</p> <p>その他の知事が必要と認める</p>
	使用料の額		
別表 (第三条関係)			
一 使用料			
診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働)			
		第三条 略	

二 手数料

省告示第五十九号)に基づき算定した額

区分	手数料の額(一通につき)
診断書の交付	二、一六〇円
証明書の交付	一、六二〇円

備考 同一内容の診断書又は証明書を二通以上交付するときの

二通目からの手数料の額は、この表の規定にかかわらず、

一通につき二百二十円とする。